

## 飯島町 下水道新規加入金について

### ①専用住宅（居住のみの住宅）

- ・加入金は1単位 688,000円となり、一括で納めて頂く必要があります。
- ・2筆以上の土地にかかる1棟の建物であれば加入金は1単位となります。
- ・1筆の土地に建物が2棟以上ある場合は、原則建物の棟数と同じ単位数となりますが、使用状況を勘案し最終的に決定されます。
- ・公共ますまでの工事は町が行いますが、加入金の金額を超える工事が必要となった場合には、超過分を負担して頂く必要があります。

### ②事業所等

- ・加入金は専用住宅と同じく1単位 688,000円となり、一括で納めて頂く必要があります。
- ・処理対象人数と負担金の金額は次のとおりです。

処理対象人数	単位数	金額（円）
20人以下	1	688,000
21人～50人	2	1,376,000
51人～100人	3	2,064,000
101人以上	4	2,752,000

- ・建物の用途により口数の計算が異なります。

区分	処理対象人数の算定式	備考
併用住宅	延べ面積（㎡）×0.075	建物の2分の1以上を住居以外に使用する場合（第三者に飲食を提供するための厨房、第三者に使用させるための便所のいずれも有していない場合は専用住宅とする。）
共同住宅	延べ面積（㎡）×0.05	
店舗	延べ面積（㎡）×0.075	
事務所	延べ面積（㎡）×0.06	
工場・作業所	定員（人）×0.3	
上記以外の施設	「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」により算定する。	

- ・公共ますまでの工事は町が行いますが、加入金の金額を超える工事が必要となった場合には、超過分を負担して頂く必要があります。